

## 営業店で知っておきたい金融行政方針のポイント

### はじめに

金融庁は、平成 29 年 11 月に、平成 29 事務年度・金融行政方針を公表した。金融行政方針は、平成 27 事務年度より公表されており、金融行政が目指す方向性を明確化し、その実現に向けた金融庁の施策や考え方を示すものとなっている。

本稿では、営業店で働く職員が知っておきたい金融行政方針のポイントとして、「金融行政方針の基本的な考え方」「検査・監督のあり方の見直し」「顧客本位の業務運営」の 3 つを軸に解説を行う。なお、本稿における意見はすべて執筆者の私見であり、所属する法人の公式見解ではないことをご容赦願いたい。

### 金融行政方針の基本的な考え方

#### ■ 金融行政と PDCA

金融庁は、金融行政の目指すものを金融行政方針において明確化し、金融レポートでその進捗状況や実績を評価するといった金融行政の PDCA を重要視している。なお、その評価内容は翌事務年度の金融行政方針に反映される運用となっている。

金融行政方針が掲げる重要な目標は、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」とされている。この目標は平成 27 事務年度から一貫しており、1) 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、2) 利用者保護と利用者利便の両立、3) 市場の公平性・透明性と市場の活力の両立、を図ることが目標達成に必要とされている。

#### ■ 金融行政方針のメッセージ

平成 29 事務年度・金融行政方針では、環境変化への機動的な対応をはじめ 5 つの観点から、「既存のビジネスモデル」「既存の思考回路」「既存の組織運営」の見直しを求めているとみられる。

図表 1 金融行政方針の 5 つのメッセージ

|                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 環境変化への機動的な対応                       |
| 少子高齢化・人口減少、低金利環境の継続、テクノロジーの進展         |
| 2. 財務の健全性と資本効率の確保                     |
| 収益・リスクテイク・自己資本のバランス（リスクアペタイト・フレームワーク） |
| 3. 持続可能なビジネスモデルの構築                    |
| 金融仲介機能の発揮、（顧客との）共通価値の創造               |
| 4. フォワードルッキングなリスク管理                   |
| コンプライアンスリスク、フィンテック企業に関する外部委託管理        |
| 5. 顧客本位の業務運営のためのベストプラクティスの追求          |
| 安定的な資産形成、質の高い金融サービス                   |

## 検査・監督のあり方の見直し

### ■ 金融行政の新たなアプローチ

平成 29 事務年度・金融行政方針では、検査・監督のあり方を見直すことにも言及されている。この背景には、金融庁（金融監督庁）の発足当初における不良債権問題に対応するために作られた検査・監督の手法が、時代のニーズに合わなくなってきたことがある。もっとも、金融庁としても、不良債権問題の解消に目処が付いた後は、ベター・レギュレーション（2007 年）の方針を打ち出し、金融行政方針の方向転換を図っている。現在、金融庁が進めている金融行政は、基本的にはこのベター・レギュレーションの延長線上にあると言える。

図表 2 ベター・レギュレーションの 4 つの柱

|       |  |
|-------|--|
| 第一の柱： | ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ          |
| 第二の柱： | 優先課題への効果的対応（リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ） |
| 第三の柱： | 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視             |
| 第四の柱： | 行政対応の透明性・予測可能性の向上                        |

（出所）金融規制の質的向上 — ベター・レギュレーション — (<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/index.html>)

金融検査マニュアルは、金融危機時の優先課題（金融行政への信頼回復、不良債権処理等）に対応するため、自己査定、償却・引当、リスク管理態勢、法令遵守・顧客保護等に関する最低限の態勢を確立する上で、非常に大きな役割を果たしたと言える。他方、同マニュアルへの対応が半ば目的化してしまい、「形式への集中」「過去への集中」「部分への集中」といった副作用が生じることで、フォワードルッキングな視点に立った金融機関の創意工夫が阻害されるという懸念が生じることとなった。

図表 3 検査・監督の見直しの 3 つの柱

|         |   |
|---------|---|
| 形式 ⇒ 実質 | 最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスが提供できているか（ベストプラクティス） |
| 過去 ⇒ 未来 | 過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性があるか                           |
| 部分 ⇒ 全体 | 特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応が出来ているか                            |

（出所）平成 29 事務年度・金融行政方針 主なポイント

こうした背景を踏まえて、平成 30 年度終了後（平成 31 年 4 月 1 日以降）を目処に、金融検査マニュアルは、別表も含めて廃止されることが示された（金融検査・監督の考え方と進め方（案）（平成 29 年 12 月、金融庁公表））。ただし、別表については、自己査定及び償却・引当に関する実務に根付いていることから、実務での混乱が生じないように、現状の実務をベースに、金融機関、公認会計士、有識者等との検討結果が別途取り纏められるとされている（図表 4:分野別の「考え方と進め方」）。

図表 4 検査・監督に関する方針の示し方

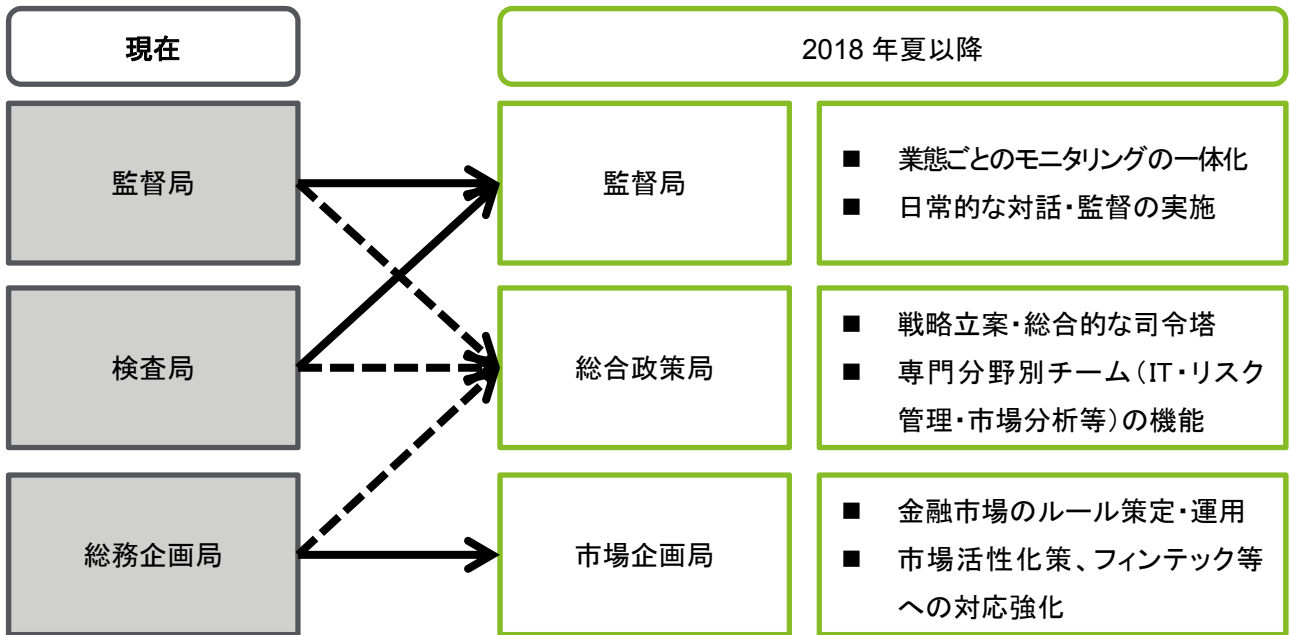
| ルール・ベース       | ⇒ | プリンシプル・ベース   |
|---------------|---|--|
| 検査マニュアル       |   | 平成 30 年度終了後（平成 31 年 4 月 1 日以降）を目途に廃止                         |
| 監督指針          |   | 監督指針<br>（過度に詳細なルール等は見直し）                                     |
| n/a           |   | 金融検査・監督の考え方と進め方  |
| n/a           |   | プリンシプル（例：顧客本位の業務運営に関する原則（2017 年～））                           |
| n/a           |   | 分野別の「考え方と進め方」（例：金融仲介機能の発揮に関する考え方と進め方、資産分類や償却・引当に関する考え方と進め方等） |
| 年度検査方針、年度監督方針 |   | 金融行政方針（金融レポートで実施結果を検証し、次年度方針に反映）                             |
| 事務連絡          |   | 事務連絡、意見交換会の発言概要（2017 年～）                                     |

（出所）金融検査・監督の考え方と進め方（案）（平成 29 年 12 月、金融庁公表）

#### ■ 金融庁の組織再編（予定）

金融庁では、2018 年夏を目処に、金融行政の戦略立案機能の強化を目的として、組織再編が予定されている。引き続き検査は実施されるものの、検査局自体は廃止されることとなる。

図表 5 金融庁の組織再編のイメージ



(注) 図表は平成 29 事務年度・金融行政方針を参考に筆者が作成した。

### 顧客本位の業務運営

#### ■ 家計の安定的な資産形成の推進（金融・資本市場の整備）

金融庁は、金融・資本市場の質の向上に向けて、「つみたて NISA」の導入、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定等を実施してきた。しかし、これら施策の成果は未だ十分な水準に達していないと指摘されている。

家計の安定的な資産形成のためには、「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向けた金融機関の取組みの「見える化」が重要としており、民間の第三者的な主体による金融機関の取組みの評価が客観性・中立性を確保する形で実施されることを促すとしている。更に、金融庁では、今後、モニタリングを通じて、金融機関の取組みが真に顧客本位になっているかを確認するとしている。こうしたモニタリングを通じて、金融機関が顧客に提供する商品・サービスが、長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを顧客に提供しているかを示す KPI（Key Performance Indicator）等を活用するとしている。この KPI 等で金融機関を比較し、真に顧客本位の良質な金融サービスを提供する金融機関を明確にすることで、金融機関間の競争を促すことが期待されている。

また、家計の安定的な資産形成を進める上で、長期・積立・分散投資の推進、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討が示されている。

図表 6 投資信託に関する顧客本位の業務運営での課題

| 課題                                | 内容   |
|-----------------------------------|--|
| 1 テーマ型投資信託が多く、ブームが過ぎると基準価格が下がるおそれ | 売買タイミングを見極めることは困難で、株価ピーク時に最も売れる傾向。                 |
| 2 高い販売手数料・信託報酬の投資信託が多い            | 販売手数料は低下傾向も窺えるものの、販売額上位では上昇、足許で手数料の高い商品にシフト。       |
| 3 毎月分配型投資信託が売れ筋                   | 複利効果が働かないほか、「分配金として元本の一部が払い戻されることもある」ことへの顧客の認識が不足。 |
| 4 回転売買が多い                         | 投資信託の平均保有期間が3年未満に留まり、依然として回転売買が窺われる。               |

(出所) 平成 28 事務年度・金融レポート (2017 年 10 月公表)

■ 金融仲介機能の十分な発揮 (持続可能なビジネスモデル)

我が国では、少子高齢化・人口減少の進展等の構造的な問題、加えて、低金利環境による貸出利鞘や有価証券運用利鞘の縮小傾向が続いていることで、銀行業務の収益性低下が指摘されている。こうした中、特に地域金融機関においては地方創生の観点で、(1) 持続可能なビジネスモデルの構築、(2) 経済・市場環境の変化への対応、(3) 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮が期待されている。

| 地域金融機関への期待                   | 内容   |
|------------------------------|--|
| (1) 持続可能なビジネスモデルの構築          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 従来の金利競争からの脱却</li> <li>■ 深刻な課題を抱える金融機関への検査、経営陣・社外取締役との深度ある対話、早期対応の促し</li> <li>■ 事業性評価、顧客との「共通価値の創造」</li> <li>■ 「見える化」促進、競争力強化</li> </ul> |
| (2) 経済・市場環境の変化への対応           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有価証券運用等のリスク管理高度化</li> <li>■ 不動産業向け融資 (アパート・マンション) の増加</li> <li>■ 外貨流動性リスク管理</li> </ul>  |
| (3) 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 希望的観測に頼った経営</li> <li>■ 社外取締役や株主等外部からの牽制機能低下</li> </ul>  |

## さいごに

金融行政方針が指摘するように、低金利環境の長期化、少子高齢化・人口減少を踏まえると、伝統的な銀行業務を取り巻く環境は厳しいと言える。また、他業種からの参入（フィンテック企業等）もあって、競争環境は一段と厳しくなることが想定される。

こうした中、特に地域金融機関においては、地域経済の牽引役として期待される一方で、一部店舗の維持管理が難しくなる等、所謂フルサービス型の銀行業務はいずれ見直しを迫られる可能性が高い。他方、厳しい環境ではあるものの、顧客本位の業務運営の本質に則り、いち早く見直しに臨むことで競争優位に立つ可能性は高いと考えられる。なお、「顧客本位の業務運営の本質」については、本稿では「伝統的な銀行業務を捨て、真に顧客が求めるものを追求する大胆な取り組み」と解させていただく。

(以 上)

<https://www.fsa.go.jp/news/29/20171110.html>

平成 29 事務年度 金融行政方針について